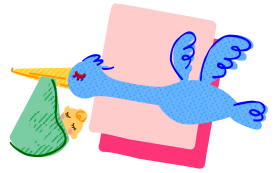


三種町一般不妊治療・不育症治療費 助成事業のお知らせ



安心して不妊治療が受けられるよう治療費用の助成を行います

○対象となる治療○

不妊検査、特定不妊治療を除く不妊治療・人工授精、不育症治療

○助成の対象となる方○

次の事項のいずれにも該当するご夫婦

- ①法律上の婚姻をしている夫婦（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む（以下、「夫婦」という））で、不妊治療によらなければ妊娠の見込みがない又は極めて少ないと医師に診断された方
- ②申請の時点において、夫婦として町内に住所を有していること（ただし、単身赴任等により夫婦で住所が異なる場合は、どちらかが町内に住所を有していること）。
- ③ご夫婦の双方が町税を滞納していないこと

○助成の内容○

不育症治療に要した自己負担額のうち、1年度あたり20万円を限度に、継続する3年間助成します。

○申請手続き○

1. 書類の提出先 三種町子育て世代包括支援センター
2. 必要な書類等
 - ①三種町一般不妊治療・不育症治療費助成金申請書（印鑑必要）
 - ②三種町不育症治療医療機関受診証明書
 - ③医療機関の発行した領収書（写し）
 - ④ご夫婦の戸籍謄本
 - ⑤ご夫婦の納税証明書
3. 申請期間
1年度毎に当該年度の末日（3月31日）まで

◇お問い合わせ・申請先◇

三種町子育て世代包括支援センター（三種町子育て交流施設みっしゅ内）

☎74-7758